

第4号様式（その2）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物処分業用）

許 可 証

綾瀬市指令リ第 34 号

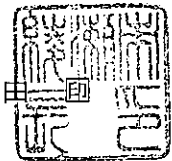
平成29年 7 月 3 日

住所 綾瀬市吉岡709番地

氏名 株式会社 タズミ

代表取締役 田 墨 幸一郎 様

綾瀬市長 古 塩 政 由



平成29年6月2日付けで申請のありました一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡709番地 株式会社タズミ吉岡リサイクルセンター
	綾瀬市早川2647番地35 株式会社タズミ早川RPF工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
処 分 の 方 法	中間処分（選別、切断、破碎、減容固化）
営 業 の 区 域	綾瀬市内
処 理 及 び 処 分 料 金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例第2条第1項に定める額の範囲内とする。
営 業 許 可 期 間	平成29年7月4日～平成31年7月3日
条 件	別紙のとおり

< 注意 > 許可証（写）だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。  
一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。